

島根県強度行動障がい者処遇支援環境整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県の交付する強度行動障がい者処遇支援環境整備事業費補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付の目的)

第2条 県は、社会福祉法人等が経営する障害者支援施設について、強度行動障がい者に対する支援環境の整備に要する費用の一部を補助することにより、強度行動障がい者の障害者支援施設への受入を促進し、障がい者の福祉の向上を図ることを目的として、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象である事業、施設の種類の種類、補助事業者の範囲、対象となる整備内容及び補助上限額は、次の表のとおりとする。

施設の種類の種類	補助事業者	整備内容	基準額
障害者支援施設	強度行動障がい者特別支援を終えた障がい者又は強度行動障がい特別支援の対象となる強度行動障がい者（以下、「強度行動障がい軽快者」等という。）を受け入れて、入所させる障害者支援施設を経営する社会福祉法人等	強度行動障がい軽快者等の処遇に係る居室、訓練室、食堂、洗面所等についての障がい特性に適応した施設へ内部改修する工事	知事が必要と認める額

(補助金の交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、次項の規定に定めるところにより算出した額とする。

この場合において、交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前条の施設に係る施設整備については、改修等工事請負契約および工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）の対象経費の実支出額に4分の3を乗じて得た額と、前条に定めた基準額とを比較していずれか少ない方の額を交付額とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者が規則第4条の規定により提出する申請書は、島根県強度行動障がい者処遇支援環境整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）とし、申請書に關係書類を添えて知事に提出して行うものとする。

（決定内容の変更等の承認申請）

第6条 補助事業者は、規則第9条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、第5条に定める申請手続きに従い事業変更等承認申請書（様式第2号）に關係書類を添えて知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の条件）

第7条 この補助金の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、知事が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しないこと。

(2) 知事の承認を受けて財産の処分をすることにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(4) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第3号）により速やかに知事に報告すること。この場合においては、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(5) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。

(6) 補助事業者は、施設整備において、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。

(7) 施設整備事業を行うに当たっては、「社会福祉施設等施設整備に関する契約事務取扱要領」によること。

(8) 同一の交付対象経費に対して、この補助金と重複してお年玉付き郵便葉書等寄附金配分金又は日本自転車振興会、日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けないこと。

（工事の実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して25日以内又は補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第9条 知事は、第2条に規定する補助金交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払の方法により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月26日から施行する。